

中小企業人材育成・資格取得補助金 よくあるご質問（その他）

質 問	回 答
研修の日程が確定していない場合でも申請できますか。	研修の日程が確定していない研修は補助対象として決定できませんので、日程が確定してからご申請ください。
研修案内はどのようなものを提出すればいいですか。	申請の際にご提出いただいているものを例示させていただきます。 例) ①受講する研修のチラシやリーフレット・パンフレット ②実施機関ホームページの受講する研修内容に関する画面のハードコピー ③実施機関からの研修案内メールの写し
資格取得を伴わない研修についても補助対象となりますか。	資格取得を伴わなくても受講する従業員等の業務に必要な研修であれば、補助対象としています。
研修会場までの交通費は補助対象となりますか。	研修の受講にあたって、研修会場に赴く際の交通費は補助対象外です。
研修の修了証書や受講証明書が発行されない場合でも補助対象となりますか。	研修を受講・修了したことの確認ができない場合は補助対象とできませんので、修了証書や受講証明書等の発行が可能であるか事前に実施機関に確認の上、ご申請ください。
補助対象となる研修に金額的な要件はありますか。	令和4年度までは1研修につき1人当たりの経費が1万5千円以上の研修を補助対象としていましたが、令和5年度からは研修費用の金額に関わらず補助対象としています。
申請を取下げたい場合はどのように手続きをすればいいですか。	補助金の交付決定後に申請を取下げたい場合は、就労・雇用支援係までお電話にてご連絡ください。手続きに必要な取下げ申請書を郵送させていただきます。
研修の受講料を支払いましたが、領収書が発行されない場合はどうしたらいいですか。	各金融機関の窓口やインターネットバンキングなどで取得可能な研修費用の支払いの確認ができる取引明細（入出金明細）の写し等をご提出ください。
研修受講後の資格試験や講習の修了考査に不合格となってしまった場合、補助金を受け取ることはできませんか。	研修・講習の受講及び試験の受験が完了していれば、補助金を交付することは可能です。試験又は修了考査に不合格となり、資格証や修了証書等が発行されない場合は、実施機関から受講・受験したことの確認のできる書面を取得の上、実績報告書に写しを添付してください。